

私立大学等経常費補助金の経理が不当

1 件 不当金額 (支出) 1 8 1 万円
(前年度 1 2 件 2 億 7 8 4 0 万円)

1 補助金の概要

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、国の補助金を財源として、私立大学等^(注)における教育又は研究に要する経常的経費に充てるために学校法人に私立大学等経常費補助金を交付している。

この補助金のうち一般補助の額は、専任教員等の数、専任職員数、学生数や各私立大学等の教育研究条件の整備状況等を勘案した増減率等に基づいて算定することとなっている。

このほか、特別補助として、私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興等のために特に必要があると認められるときは、補助金を増額して交付している。

(注) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

2 検査の結果

1 学校法人において、事業団に提出した算定資料に、①一般補助の算定対象とならない者等を含めたり、②特別補助の算定対象とならない経費等を含めるなどしたりしていたのに、事業団は、これらの誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定したため、補助金計 181 万円が過大に交付されていて不当と認められる。

(単位：円)

学校法人名 (本部所在地)	年 度	補助金交付額	不当と認める補助金額
	概 要		
学校法人 新潟青陵学園 (新潟県新潟市)	29	3億7758万	181万
	①一般補助の算定対象とならない者等を含めたもの ②特別補助の算定対象とならない経費等を含めるなどしたもの (新潟青陵大学、新潟青陵大学短期大学部)		

(注) 概要欄の①及び②は、「2 検査の結果」の態様に対応している。